

板橋区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

平成 20 年 4 月 3 日区長決定

一部改正 令和 5 年 8 月 30 日区長決定

一部改正 令和 6 年 12 月 3 日区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、ひとり親家庭の母又は父に対し就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、ひとり親家庭の経済的自立の促進を図ることを目的とする。

(給付金の種類)

第 2 条 給付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。）第 31 条第 2 号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第 31 条の 10 において準用する法第 31 条第 2 号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（法第 31 条第 3 号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）

(対象者)

第 3 条 訓練促進給付金の対象者は、板橋区内に住所を有するひとり親家庭の母又は父（法第 6 条第 1 項又は第 2 項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養している者をいう。）であって、養成機関において修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は修業開始日、当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）及び請求日において、次の要件の全てを満たすひとり親家庭の母又は父とする。なお、この事業において「児童」とは、20 歳に満たない者をいう。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）第 6 条の 7 の規定は、適用しない。）。なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後 1 年間に限り、引き続き対象者とする。
- (2) 次条に掲げる就職を容易にするために必要な資格（以下「対象資格」という。）を取得するための養成機関において修業年限 6 月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。

- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (4) 原則として、過去に同様の給付金を受給していないこと。

(対象資格)

第4条 訓練促進給付金の対象資格は、次のとおりとする。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 介護福祉士
- (4) 保育士
- (5) 理学療法士
- (6) 作業療法士
- (7) 保健師
- (8) 助産師
- (9) 理容師
- (10) 美容師
- (11) 歯科衛生士
- (12) 社会福祉士
- (13) 製菓衛生師
- (14) 調理師
- (15) シスコシステムズ認定資格
- (16) LPI 認定資格
- (17) その他、就職の際に有利となるものであって、養成機関において6月以上のカリキュラムを修業することが必要とされている資格について、上記に準じ区長が認める資格

(支給期間等)

第5条 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給期間等は、次のとおりとする。

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給期間は、修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。

イ 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を超えない範囲で支給するものとする。

ウ 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

エ 修業形態については、原則として通学制若しくはオンライン学習（インターネット環境を利用する修業形態で、同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、自宅を含む、講座を行う教室等以外の場所において履修させるものをいう。）によるもの又はこれらの組み合わせによることとする。また、インターネ

ット環境を利用した修業形態の中でも e ラーニング等の、講座を録画した映像等を利用した学習方法を含む通信制の講座の取扱いについては、修学する機会の確保に当たって特にやむを得ない場合に認めるものとする。ただし、離職するリスクを負うことができないひとり親についてはこの限りではない。

オ 夏期休暇等年間カリキュラムに組み込まれている事由以外の事由により、月の初日から末日まで1日も出席しなかった月がある場合には、当該月については支給しないものとする。ただし、通信制やオンラインを利用する場合は、当該月の履修状況を確認できるものを提出した場合、出席したものとみなす。

(2) 修了支援給付金

修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

(支給額等)

第6条 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給額は、次のとおり支給する。

(1) 訓練促進給付金

訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

ア 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する修業月の属する年度（4月から7月までの当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）

月額 100,000 円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額 140,000 円）

イ アに掲げる者以外の者

月額 70,500 円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額 110,500 円）

(2) 修了支援給付金

修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定め

る額とする。

ア 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者

50,000 円

イ アに掲げる者以外の者

25,000 円

（事前相談の実施）

第7条 区長は、養成機関において6月以上のカリキュラムを修業することを予定するひとり親家庭の母又は父を対象として、申請者の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込みを審査し、生活状況について聴取等を行うことにより、支給対象者に該当するか否かを確認するものとする。

なお、就職に有利な資格の取得を通じてひとり親家庭の経済的自立の促進を図るという訓練促進給付金及び修了支援給付金の趣旨を踏まえ、就業経験が乏しい者等、特に支援が必要と認められる者については、母子・父子自立支援プログラムを策定し、支給対象者の自立が効果的に図れるよう支援する。

（給付金の支給等）

第8条 支給の申請は、次の手続きにより行う。

- (1) 給付金の支給を受けようとする対象者は、別記第1号様式「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書」（以下「支給申請書」という。）を区長に提出しなければならない。ただし、修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内にしなければならない。なお、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。
- (2) 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、申請者の同意を得たうえで、公簿等で確認できる場合は、添付書類を省略することができる。

ア 訓練促進給付金

(ア) 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本

(イ) 当該対象者の属する世帯全員の住民票

(ウ) 次に掲げるいずれかの書類

(a) 当該対象者に係る児童扶養手当証書

(b) 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）又は前々年（1月から7月の間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び

数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記第2号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年又は前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

- (エ) 第6条(1)アに掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第6条(1)アに掲げる者に該当することを証明する書類

- (オ) 入校（入所）証明書等

支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

イ 修了支援給付金

- (ア) 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

- (イ) 対象者の属する世帯全員の住民票（修了日から起算して30日以内に発行されたものに限る。）

- (ウ) 次に掲げるいずれかの書類

ア(ウ)に同じ。

- (エ) 第6条(2)アに掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第6条(2)アに掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）の状況を証明できるものに限る。）

- (オ) 当該カリキュラムの修了証明書

- 2 区長は、支給申請書を受理した場合は、支給要件を審査し、速やかに支給の可否を決定するものとする。
- 3 区長は、前項の決定をした場合には、遅滞なく、その旨を別記第3号様式「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金支給（不支給）決定通知書」又は別記第4号様式「ひとり親家庭高等職業訓練修了支援給付金支給（不支給）決定通知書」により申請者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により、訓練促進給付金の支給の決定を受けた者（以下「訓練促進給付金支給決定者」という。）は別記第5号様式「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金交付請求書」（以下「訓練促進給付金交付請求書」という。）により、修了支援給付金の支給の決定を受けた者は別記第6号様式「ひとり親家庭高等職業訓練修了支援給付金交付請求書」により区長に請求するものとする。なお、訓練促進給付金の請求に当たって、訓練促進給付金支給決定者は、原則として支給申請のあった日の属する月以降の各月10日までに、別記第10号様式「板橋区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金に係る出席状況報告書」又はこれに代わるものを訓練促進給付金交付請求書に添付するものとする。

- 5 区長は、前項の請求があったときは、内容を審査のうえ、給付金を交付するものとする。

(修業期間中の受給者の状況の確認等)

第9条 状況の確認は次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 区長は、訓練促進給付金の支給を受けている対象者（以下「受給者」という。）に対し、定期的に出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、在籍証明書、修得単位証明書の提出を求めること。
- (2) 区長は、受給者に対し、(1)のほか、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めること。

- 2 受給者は、ひとり親家庭の母又は父でなくなったこと、板橋区内に住所を有しなくなったとき、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったときは別記第7号様式「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届」を又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、別記第8号様式「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金異動届」を、やむを得ない事由があるときを除き、14日以内に、区長に届出なければならない。

(支給決定の取消・変更)

第10条 区長は、受給者が受給要件に該当しなくなったとき又は支給額に変更があったときは、その支給決定を取消し又は変更することとし、遅滞なく、その旨を別記第9号様式「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等受給資格取消・変更通知書」により当該受給者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第11条 区長は、受給者が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき又は支給要件に該当しなくなったときは、支給額に相当する金額の全部又は一部を受給者から返還させることができるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に必要な事項については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の定めるところによる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項につい

ては、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 3 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 5 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、訓練促進費の支給の申請をした者は、第 3 条及び第 5 条第 1 号イの規定にかかわらず、同年 4 月 1 日から当該申請をした日前までの養成機関における修業について、当該修業時に第 3 条の規定に該当していた場合は、当該申請をした日の属する月前の月分の訓練促進費を第 5 条第 1 号アの規定により、当該申請をした日以後に支給するものとする。

付 則

- 1 この一部改正は、平成 21 年 7 月 16 日から施行し、同年 6 月 5 日から適用する。
- 2 改正後の第 5 条第 1 号イの規定にかかわらず、平成 21 年 7 月 16 日から同年 8 月 31 日までの間に改正後の第 8 条の規定による訓練促進費の支給申請をした場合は、同年 6 月 5 日と修業開始日のいずれか遅い日の属する月から当該支給申請をした日の属する月までに係る訓練促進費を、当該支給申請日以後に支給するものとする。

付 則

この一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条第 1 号アの規定にかかわらず、改正前の要綱に基づき支給決定のあった者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 6 月 2 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に行われた申請手続その他の行為及び施行前に使用された申請書その他の書類は、この要綱の相当規定により行われたもの及び相当様式によるものとみなす。

付 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 28 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 5 月 14 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に行われた申請手続その他の行為及び施行前に使用された申請書その他の書類は、この要綱の相当規定により行われたもの及び相当様式によるものとみなす。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 17 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に行われた申請手続その他の行為及び施行前に使用された申請書その他の書類は、この要綱の相当規定により行われたもの及び相当様式によるものとみなす。

付 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 26 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 6 月 22 日より施行し、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 この要綱の施行前に行われた申請手続きその他の行為及び施行前に使用された申請書その他の書類は、この要綱の相当規定により行われたもの及び相当様式によるものとみなす。
- 3 改正後の規定により新たに受給資格を取得した者のうち、令和 3 年 6 月 22 日から同年 9 月 30 日までの間に、訓練促進給付金の支給の申請をした者は、第 5 条第 1 号ウの規定にかかわらず、同年 4 月 1 日または修業開始日のいずれか遅い日から当該申請をした日前までの養成機関における修業について、当該修業時に第 3 条の規定に該当していた場合は、当該申請した日以後に第 6 条第 1 号の規定により支給するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 訓練促進給付金の支給月額が 100,000 円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 月については、月額 140,000 円）となる市町村民税が課されない者には、寡婦等のみなし適用対象者（平成 29 年所得から令和元年所得において地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第 292 条第 1 項第 11 号

イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成 29 年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取扱いをした場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。)を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

- 3 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成 29 年所得から令和元年所得において旧地方税法第 23 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第 2 号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第 13 号に規定する合計所得金額が 125 万円を超える者に限る。）及び同項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第 34 条第 1 項第 8 号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 6 月 28 日より施行し、令和 4 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 この要綱の施行前に行われた申請手続きその他の行為及び施行前に使用された申請書その他の書類は、この要綱の相当規定により行われたもの及び相当様式によるものとみなす。
- 3 改正後の規定により新たに受給資格を取得した者のうち、区長決定の日から同年 9 月 30 日までの間に、促進給付金の支給の申請をした者は、第 5 条第 1 号ウの規定にかかわらず、同年 4 月 1 日または修業開始日のいずれか遅い日から当該申請をした日前までの養成機関における就業について、当該修業時に第 3 条の規定に該当していた場合は、当該申請した日以後に第 6 条第 1 号の規定に

より支給するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年8月30日より施行し、令和5年4月1日より適用する。
- 2 この要綱の施行前に行われた申請手続きその他の行為及び施行前に使用された申請書その他の書類は、この要綱の相当規定により行われたもの及び相当様式によるものとみなす。
- 3 改正後の規定により新たに受給資格を取得した者のうち、区長決定の日から同年9月30日までの間に、促進給付金の支給の申請をした者は、第5条第1号ウの規定にかかわらず、同年4月1日または修業開始日のいずれか遅い日から当該申請をした日前までの養成機関における就業について、当該修業時に第3条の規定に該当していた場合は、当該申請した日以後に第6条第1号の規定により支給するものとする。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和6年8月30日より適用する。

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

（宛先） 板橋区長

（申請者氏名）

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

※いずれかに○をつけること。

この申請に係る事務手続を処理するために、板橋区が保有する個人情報を利用すること及び地方税関係情報を取得することに同意します。

①氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)	
	個人番号			
②住 所	(〒 -)		電話 () -	
③過去の受給の有無	過去に（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金） を受けたことが (あ る ・ な い)			
④本給付金と同時に利用する 給付金・貸付金について				
⑤養成機関 及び修業 内容につ いて	養成機関の名称			
	養成機関の住所		電話 () -	
	修業の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	養成区分	昼間・夜間
	修業に係る資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・ 助産師・理容師・美容師・歯科衛生士・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・ シスコシステムズ認定資格・LPI 認定資格・その他 ()		
⑥希望する 支払金融 機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他		
	支店名	口座番号		
	口座名義（フリガナ）			

（留意事項）

訓練促進給付金の支給対象者となるのは、支給申請の際に1～5の要件を満たす方、修了支援給付金の支給対象者となるのは、就業開始日、修了日、請求日の際に1、2、5の要件を満たす方です。

- 1 板橋区内に住所を有するひとり親家庭の母・父であること。
- 2 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、その所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。
- 3 養成機関において修業期間6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。
- 4 当該資格を取得することが適職に就くために必要であると認められるものであること。
- 5 過去に同様の給付金を受給していないこと。

（注意）

「④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。

※裏面もご記入ください

別記第1号様式（裏）

⑦申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください)				
1氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年	
			月 日生 (歳)	
	個人番号	続柄		
住所	(〒 -)	申請者の地方税法上の扶養親族に 該当・非該当		
2氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年	
			月 日生 (歳)	
	個人番号	続柄		
住所	(〒 -)	申請者の地方税法上の扶養親族に 該当・非該当		
3氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年	
			月 日生 (歳)	
	個人番号	続柄		
住所	(〒 -)	申請者の地方税法上の扶養親族に 該当・非該当		
4氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年	
			月 日生 (歳)	
	個人番号	続柄		
住所	(〒 -)	申請者の地方税法上の扶養親族に 該当・非該当		
5氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年	
			月 日生 (歳)	
	個人番号	続柄		
住所	(〒 -)	申請者の地方税法上の扶養親族に 該当・非該当		
上記1～5に記載した者のうち、婚姻(※)によらないで母又は父となったもので、 現に婚姻(※)していないものがある場合、該当する番号にレ点をしてください。 (※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻。			☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5	
(備考)				

・同一世帯に属する者に対する寡婦等のみなし適用の確認に必要な書類

- ① 対象者及びその者の子の戸籍謄本
- ② 対象者及びその者と生計を一にする子の所得証明書

16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

(宛先) 板橋区長

住所

氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（修業月が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）の 12 月 31 日において年齢が 16 歳以上 19 歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
		個人番号		住所（別居の場合）		
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
		個人番号		住所（別居の場合）		
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
		個人番号		住所（別居の場合）		
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
		個人番号		住所（別居の場合）		

【添付書類】

- ・ 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・ この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（修業月が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）の 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が 16 歳以上 19 歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは、前年（修業月が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）の 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（修業月が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が 48 万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

第 号
年 月 日

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金支給（不支給）決定通知書

①氏 名		フリガナ	生年月日	年 月 日生（ 歳）	
②住 所		(〒 -)		電話（ ） -	
③養成機関 及び修業 内容につ いて	養成機関の名称				
	養成機関の住所			電話（ ） -	
	修業の期間	年 月 日 ～ 年 月 日		養成区分	昼間・夜間
	修業に係る資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師・歯科衛生士・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・シスコシステムズ認定資格・LPI 認定資格・その他（ ）			
④支給期間・額（予定）		支給期間 年 月 日～ 年 月 日まで 月分 ※原則として月を単位として、毎月支給されます。			
		月額 円 ※課税状況等により変更になる場合があります。			
不支給の理由					
(備考)					

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書に基づき審査したところ上記のとおり支給・不支給することとしたので通知します。

板橋区長

裏面もご確認ください。

(注意)

1 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けるためには、毎月修業した月の翌月 10 日までに「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金請求書」に「出席状況報告書」又はそれに代わるものを添付して提出することが必要です。当該請求書等の提出がない場合は、支給ができず、支給決定を取り消す場合がありますのでご注意ください。

2 支給決定後に受給要件を満たさなくなったときは第 7 号様式「受給資格喪失届」を、受給者や世帯員の課税状況等が変わったとき若しくは世帯を構成する者に異動があったとき等は第 8 号様式「異動届」を、事由が発生した日から 14 日以内に板橋区長あて提出してください。

【受給資格喪失の具体的な事例】

- ひとり親家庭の母・父でなくなったとき
- 児童扶養手当の支給対象となる所得水準を超えてから 1 年が経過したとき
- 板橋区内に住所を有しなくなったとき
- 修業をとりやめたとき 等

3 修業期間中の在籍状況の確認について

板橋区長は、申請者が養成機関に在籍していることを確認するため、申請者に対し在籍証明書、単位取得証明書等を求めることがあります。

4 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、板橋区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

5 上記 4 の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、板橋区を被告として（訴訟において、板橋区を代表するものは板橋区長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

6 上記 4 の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、板橋区を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

ひとり親家庭高等職業訓練修了支援給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請のあった高等職業訓練修了支援給付金支給（不支給）について、
下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 高等職業訓練修了支援給付金支給

（1）決 定 内 容

高等職業訓練の修了に伴う修了支援給付金の支給

（2）支 給 金 額

2 高等職業訓練修了支援給付金不支給 理 由

別記第4号様式

(注意)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、板橋区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、板橋区を被告として（訴訟において、板橋区を代表するものは板橋区長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、板橋区を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金交付請求書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住所

氏名

板橋区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第 8 条第 4 項に基づき、支給決定を受けた高等職業訓練促進給付金について、下記のとおり請求します。

金 円
(年 月分)

上記に係る板橋区からの支払金について、下記の振込先の口座に振り込むことを依頼します。

振込先	金融機関情報					店舗情報					
	銀行 信用金庫 信用組合					支店 出張所					
	金融機関コード(4桁)					支店コード(3桁)					
	預金種別					口座番号					
	1.普通 2.当座 4.貯蓄 9.その他										
	名義人	カナ									
		漢字									

ひとり親家庭高等職業訓練修了支援給付金交付請求書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住所

氏名

板橋区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第 8 条第 4 項に基づき、支給決定を受けた高等職業訓練修了支援給付金について、下記のとおり請求します。

金 円

上記に係る板橋区からの支払金について、下記の振込先の口座に振り込むことを依頼します。

振込先	金融機関情報					店舗情報				
	銀行 信用金庫 信用組合					支店 出張所				
	金融機関コード(4桁)					支店コード(3桁)				
	預金種別					口座番号				
	1.普通 2.当座 4.貯蓄 9.その他									
	名義人	カナ								
		漢字								

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届

年 月 日

(宛先)

板橋区長

(申請者氏名)

下記のとおり、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の受給資格がなくなりましたので届け出ます。

①氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
②住 所	(〒 -)	電話 ()	-
③受給資格がなくなった理由	ア ひとり親家庭の母・父でなくなったため イ 児童扶養手当の支給対象となる所得水準を超えてから 1 年が経過したため ウ 板橋区内に住所を有しなくなったため エ 養成機関での修業をとりやめたため オ その他 ()		
④理由が発生した年月日	年 月 日		

※ 添付書類
受給要件に該当しなくなった事実が確認できる書類の写し

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金異動届

年 月 日

(宛先)

板橋区長

(申請者氏名)

私又は私と同一の世帯に属する者に異動があったので下記のとおり、届け出ます。

①氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
②住 所	(〒 -)		電話 () -
③異動の理由	ア 課税状況の異動 (→)		
	イ 世帯員の異動 ()		
	ウ 区内転居 (旧住所 :)		
	エ その他 ()		
④異動年月日	年 月 日		

※添付書類

受給要件に異動があった事実が確認できる書類の写し

第 号
年 月 日

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等受給資格取消・変更通知書

①氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
②住 所	(〒 -)		電話 () -
③通知内容	(1) 高等職業訓練促進給付金等 (高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金) 受給資格を (取消・変更) します。		
	(2) (取消・変更) 理由 ア ひとり親家庭の母・父でなくなったため イ 児童扶養手当の支給対象となる所得水準を超えてから 1 年が経過したため ウ 板橋区内に住所を有しなくなったため エ 養成機関での修業をとりやめたため オ 世帯主及び世帯員の課税状況に変更があったため カ その他 ()		
④変更後の支給対象額 (変更の場合のみ)	円		
⑤高等職業訓練促進給付金等 支給・返還等額	高等職業訓練促進給付金等 (高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金) の受給資格 (取消・変更) に伴い、 イ 金 _____ 円 を支給いたします。 ロ すでに支給しました高等職業訓練促進給付金等のうち、 金 _____ 円 を (返還・戻入) してください。		

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 (受給資格喪失 ・ 異動) 届等に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

板橋区長

別記第9号様式

(注意)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、板橋区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、板橋区を被告として（訴訟において、板橋区を代表するものは板橋区長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、板橋区を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

板橋区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金に係る出席状況報告書

氏 名	フリガナ		生年月日	年 月 日
住 所	(〒 -)			
出席状況 年 月	授業日数	日	出席日数	日
年間カリキュラムに組み込まれている休業期間	年 月 日～ 年 月 日			
上記のとおりこの者が本 に在籍し、出席していることに相違ありません。 年 月 日 養成機関の長 職・氏名				

※通信制の養成機関及びオンライン講座で修業している場合は、本報告書とは別に授業への参加状況や課題の進捗状況がわかる書類の提出が必要となります。

(お願い)

各学校（施設）長様

板橋区では、ひとり親家庭の母又は父が看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するため養成機関で修業している場合、訓練促進給付金を支給する高等職業訓練促進給付金等事業を実施しています。

この事業では、毎月、支給対象者の養成機関への出席状況を確認したうえで給付金を支給することとしております。つきましては、お手数ですが対象者の出席状況につきまして、上記に証明をお願いします。

(記入方法)

- ・ 各月毎に出席日数を記入し、その下の証明欄に証明をお願いします。
- ・ その月に養成機関の授業等がなく、出席しないことが年間カリキュラムに組み込まれている場合（夏期休暇等）は授業日数・出席日数欄に0を記入し、その下に休業期間を記入してください。
- ・ この証明は毎月お願いするものになります。